



明石市自治基本条例

逐条解説

明石市



もくじ

I	はじめに	
1	自治基本条例とは	1
2	条例制定への取組みの背景	1
3	検討経過	1
II	明石市自治基本条例全文	3
	明石市自治基本条例の構成図	9
III	明石市自治基本条例逐条解説	10
	前文	10
	第1章 総則	12
	第1条 目的	12
	第2条 定義	13
	第3条 条例の位置付け等	15
	第4条 自治の基本原則	16
	第2章 自治の主体	18
	第1節 市民	18
	第5条 市民の権利	18
	第6条 市民の役割	19
	第7条 事業者等の権利及び役割	20
	第2節 市議会	21
	第8条 市議会の役割、責務等	21
	第9条 市議会議員の責務	23
	第3節 市長等及び職員	24
	第10条 市長等の責務	24
	第11条 職員の責務	25
	第3章 市民参画と協働の仕組み	26
	第1節 市政への市民参画	26
	第12条 市政への市民参画における市長等の責務	26
	第13条 市民参画の手法	27
	第14条 住民投票	28
	第15条 条例に基づく市民参画の推進	30

第2節 協働のまちづくり	3 1
第16条 協働のまちづくりにおける市長等の責務	3 1
第17条 地域コミュニティ	3 2
第18条 協働のまちづくり推進組織	3 3
第19条 協働のまちづくりの拠点	3 4
第20条 条例に基づく協働のまちづくりの推進	3 5
第3節 情報の共有	3 6
第21条 情報の共有における市長等の責務	3 6
第22条 個人情報の保護	3 8
第23条 市民から市長等への情報提供	3 9
第24条 市民同士の情報の共有	4 0
第4章 市政運営	4 1
第25条 基本原則	4 1
第26条 総合計画等	4 2
第27条 財政	4 4
第28条 政策法務	4 5
第29条 評価	4 6
第30条 行政改革	4 8
第31条 組織	4 9
第32条 行政手続	5 0
第33条 要望、苦情等への対応	5 1
第34条 行政オンブズマン	5 2
第35条 法令遵守及び公益通報	5 3
第36条 危機管理	5 4
第5章 国及び他の地方公共団体との関係	5 5
第37条 国及び他の地方公共団体との関係	5 5
第6章 条例の検証及び見直し	5 6
第38条 条例の検証及び見直し	5 6
附則	5 7
【参考資料】 検討経過	5 8

I はじめに

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、これからの「明石の自治」を築いていくために、目指すべきまちの姿や自治の基本原則など、市民、市議会、市長など明石の自治を担う全員で共有しなければならない最も大切なことを定め、それに沿ってどんなまちにするかを考え、推し進めていくための基本的なルールです。

2 条例制定への取組みの背景

少子高齢社会や成熟社会といわれるような大きな社会変化、地方分権の進展、厳しい財政状況、市民との関係の変化といったことを受けて、公共サービスの多様さと質と量の充実や、地域のことは地域で解決することが求められる状況となっており、市民、事業者等、市議会、市長その他の執行機関が、それぞれの役割に応じて、うまく連携、協力していく仕組みづくりが重要となっています。

このため、自治推進の理念や市民と市との情報の共有、参画と協働によるまちづくりなど自治推進のための基本的なルールを明確にし、共通理解を図っていくため、自治基本条例の制定に向けて取り組むこととしました。

3 検討経過

(1) プロジェクトチーム

関係部課の職員で構成する庁内プロジェクトチームを平成18年7月に設置し、先進他都市の実情調査を行い、条例制定に向けての課題の洗い出しを行いました。

(2) 検討委員会による検討と提言

自治基本条例の検討に当たって、市民主体で取り組むために、平成19年7月に、学識経験者や様々な市民活動、事業活動を行っている市内の各種団体の代表者、公募市民など14名で構成する明石市自治基本条例検討委員会が設置されました。

検討委員会では、27回の全体会議と2班に分かれてのワーキンググループ会議を16回開催するとともに、小中学校区で41回にわたる市民との意見交換会を行ったり、市民フォーラム等を実施し、幅広い市民の意見を反映させながら、精力的に議論を重ね、平成21年8月に、明石市にふさわしい自治基本条例の基本的な考え方について「提言書」がとりまとめられました。

また、その間、市議会においても、「明石市議会のあるべき姿」と「明石市議会議員のあるべき姿」をとりまとめ、また、検討委員会から市議会への報告会等が実施されるなど、積極的にかかわってきました。

【明石市自治基本条例検討委員会】

会長 山下淳 副会長 根本敏行

委員 岩濱晴子、木村政司、清重正典、久保峰子、小島彰夫、米本敦子、長瀨しおり、橋本義廣、平岡忠、平原實、松村和美、山本洋子 計14名

(3) 提言書を受けてからの取組みと市議会での審議

市では、検討委員会から提言書を受けた後、庁内に次長級職員による自治基本条例検討会議を設置し、提言書を踏まえて条例案の検討を行いました。

その間、検討委員会との意見交換や条例素案に対するパブリックコメント、市民団体との意見交換を実施したほか、市議会各会派と意見交換を行いました。

市議会においても、数度にわたって市議会総務常任委員会において条例案を審議するなど、検討を重ね、平成22年3月定例市議会に提案、可決され、同年3月26日公布、同年4月1日施行されました。

Ⅱ 明石市自治基本条例全文

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自治の主体

第1節 市民（第5条—第7条）

第2節 市議会（第8条・第9条）

第3節 市長等及び職員（第10条・第11条）

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画（第12条—第15条）

第2節 協働のまちづくり（第16条—第20条）

第3節 情報の共有（第21条—第24条）

第4章 市政運営（第25条—第36条）

第5章 国及び他の地方公共団体との関係（第37条）

第6章 条例の検証及び見直し（第38条）

附則

遠く万葉の昔から歌人たちに愛され、源氏物語の舞台として登場するわたしたちのまち。明石城に登れば、明るい瀬戸内の海に淡路島が迫り、明石海峡大橋を望む、海の幸にも恵まれた“ゆほびか”な風土。近代化の幕開けとともに日本標準時のまちにも定められました。これらはすべて、わたしたちのほこりです。

この明石のまちを、いつまでも暮らし続けたい、もっとほこらしいまちにしたいと願って、わたしたちは明石市自治基本条例を定めることにしました。

もちろん、これまでも、暮らしてよかったと思える、安全で安心に暮らせる豊かなまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、自然をいつくしむ優しさにあふれたまちを目指してきました。全国に先駆けて「コミュニティ都市」宣言をし、コミュニティづくりにも力を注いできた先人の努力をわたしたちは知っています。

しかし、こうしたまちづくりの取組をさらに深化させ、質を高めるためには、市長・市役所や市議会などだけでなく、場合によってはわたしたち市民がもっと積極的に役割を分担し、かかわっていくことも必要になってきています。

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていかなければならないのは、わたしたち市民だという意識です。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。わたしたちがこうあってほしいと望むまちに、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「市政運営の実現」という、明石のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「明石の自治」の指針となるものです。

この条例が、豊かで優しさにあふれた、これからもほこりに思えるまち明石を築く大きな一歩となることを望みます。

（注）「ゆほびか」とは、ゆったり豊かなさまをあらわす日本の古語で、「源氏物語」にも登場しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。
- (4) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。
- (5) 参画 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことをいう。
- (6) 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

2 市は、この条例に定める内容のっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例、規則等又は政策の体系化を図るものとする。

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。

- (1) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。
- (2) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。
- (3) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。

第2章 自治の主体

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有する。
- 3 市民は、市民同士や市と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
- 4 市民は、市政に参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

(市民の役割)

第6条 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めるものとする。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりに関して互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。

(事業者等の権利及び役割)

第7条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。
2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割、責務等)

第8条 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保するものとする。

2 市議会は、市民ニーズ及び地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言を行うものとする。

3 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めなければならない。

2 市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。

3 市議会議員は、政策立案能力の向上に努め、政策提案、市政調査等の権限を積極的に活用するものとする。

第3節 市長等及び職員

(市長等の責務)

第10条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行わなければならない。

2 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告しなければならない。

3 市長等は、市民のニーズを的確に判断し、職務の執行に当たって説明責任を果たさなければならない。

4 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画

(市政への市民参画における市長等の責務)

第12条 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障する。

2 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めるものとする。

(市民参画の手法)

第13条 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いるものとする。

2 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表するものとする。

(住民投票)

第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。

2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(条例に基づく市民参画の推進)

第15条 市民参画の手法、手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

第2節 協働のまちづくり

(協働のまちづくりにおける市長等の責務)

第16条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。

3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

(地域コミュニティ)

第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。

2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

(協働のまちづくり推進組織)

第18条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。

3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

(協働のまちづくりの拠点)

第19条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。

(条例に基づく協働のまちづくりの推進)

第20条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。

第3節 情報の共有

(情報の共有における市長等の責務)

第21条 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護しなければならない。

(市民から市長等への情報提供)

第23条 市民は、市長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は地域

での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。

(市民同士の情報の共有)

第24条 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとする。

2 市民活動を行う者又は団体は、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めるものとする。

第4章 市政運営

(基本原則)

第25条 市長等は、次に掲げる事項を基本原則として、市政を運営するものとする。

- (1) 参画と協働に基づくこと。
- (2) 公正で透明であること。
- (3) 効果的で効率的であること。
- (4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと。

(総合計画等)

第26条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。

2 市長は、市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定めるものとする。

3 市長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等をできる限り数値で示すものとする。

4 市長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、適切な進行管理を行い、検証及び評価をし、必要に応じ見直しを行うものとする。

5 予算編成等の財政運営、評価、行政改革、組織編成等は、総合計画等と調整を図りながら行われなければならない。

(財政)

第27条 市長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。

2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(政策法務)

第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。

2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかなければならない。

(評価)

第29条 市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めなければならない。

3 評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(行政改革)

第30条 市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。

2 市長等は、質の高い、効果的で効率的な市民サービスを行うため、行政改革の推進に取り組まなければならない。

(組織)

第31条 市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。

(行政手続)

第32条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第33条 市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならない。

(行政オンブズマン)

第34条 市長は、市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度として、別に条例で定めるところにより、行政オンブズマンを設置する。

(法令遵守及び公益通報)

第35条 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。

2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思つたときは、通報するものとする。

3 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

(危機管理)

第36条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切なリスク管理（危険を予測し、その対策を講ずることをいう。）を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

第37条 市長等は、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

第6章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

明石市自治基本条例の構成図

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 条例の位置付け等
- 第4条 自治の基本原則

第2章 自治の主体

第1節 市民

- 第5条 市民の権利
- 第6条 市民の役割
- 第7条 事業者等の権利及び役割

第2節 市議会

- 第8条 市議会の役割、責務等
- 第9条 市議会議員の責務

第3節 市長等及び職員

- 第10条 市長等の責務
- 第11条 職員の責務

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画

- 第12条 市政への市民参画における市長等の責務
- 第13条 市民参画の手法
- 第14条 住民投票
- 第15条 条例に基づく市民参画の推進

第2節 協働のまちづくり

- 第16条 協働のまちづくりにおける市長等の責務
- 第17条 地域コミュニティ
- 第18条 協働のまちづくり推進組織
- 第19条 協働のまちづくりの拠点
- 第20条 条例に基づく協働のまちづくりの推進

第3節 情報の共有

- 第21条 情報の共有における市長等の責務
- 第22条 個人情報の保護
- 第23条 市民から市長等への情報提供
- 第24条 市民同士の情報の共有

第4章 市政運営

- 第25条 基本原則
- 第26条 総合計画等
- 第27条 財政
- 第28条 政策法務
- 第29条 評価
- 第30条 行政改革
- 第31条 組織
- 第32条 行政手続
- 第33条 要望、苦情等への対応
- 第34条 行政オンブズマン
- 第35条 法令遵守及び公益通報
- 第36条 危機管理

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

- 第37条 国及び他の地方公共団体との関係

第6章 条例の検証及び見直し

- 第38条 条例の検証及び見直し

附則 施行期日

Ⅲ 明石市自治基本条例逐条解説

前文

遠く万葉の昔から歌人たちに愛され、源氏物語の舞台として登場するわたしたちのまち。明石城に登れば、明るい瀬戸内の海に淡路島が迫り、明石海峡大橋を望む、海の幸にも恵まれた“ゆほびか”な風土。近代化の幕開けとともに日本標準時のまちにも定められました。これらはすべて、わたしたちのほこりです。

この明石のまちを、いつまでも暮らし続けたい、もっとほこらしいまちにしたいと願って、わたしたちは明石市自治基本条例を定めることにしました。

もちろん、これまでも、暮らしていてよかったと思える、安全で安心して暮らせる豊かなまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、自然をいつくしむ優しさにあふれたまちを目指してきました。全国に先駆けて「コミュニティ都市」宣言をし、コミュニティづくりにも力を注いできた先人の努力をわたしたちは知っています。

しかし、こうしたまちづくりの取組をさらに深化させ、質を高めるためには、市長・市役所や市議会などだけでなく、場合によってはわたしたち市民がもっと積極的に役割を分担し、かかわっていくことも必要になってきています。

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていかなければならないのは、わたしたち市民だという意識です。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。わたしたちがこうあってほしいと望むまちに、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「市政運営の実現」という、明石のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「明石の自治」の指針となるものです。

この条例が、豊かで優しさにあふれた、これからもほこりに思えるまち明石を築く大きな一歩となることを望みます。

※注 「ゆほびか」とは、ゆったり豊かなさまをあらわす日本の古語で、「源氏物語」にも登場しています。

解説

自治基本条例を制定する思いなどを、できるだけ分かりやすく表現するために、前文を置いています。前文には、次のことを盛り込んでいます。

- ① 明石の風土や文化・歴史に触れること
- ② 目指すべきまちの姿を明らかにすること
- ③ 自治の前提となる人権の尊重を踏まえること
- ④ コミュニティづくりの取組みを強調すること
- ⑤ 市民主体の自治であるべきこと
- ⑥ 市民・市長・市議会が協働していかなければならないこと
- ⑦ 自治基本条例の意義を述べ、制定する決意を宣言すること

第1段落は①、第2段落は②を、第3段落は②、③と④、第4段落は⑤と⑥、第5段落は⑤、第6段落は⑦、最終段落は②を表現しました。

明石市では、1975年（昭和50年）に「コミュニティ元年」を宣言するとともに、「コミュニティづくり」を市政の基本理念に掲げて、地域の拠点となる「コミュニティ・センター」を順次整備するなど、コミュニティ行政に力を入れてきました。

地域においては、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民主体で様々な活動を進めていますが、市も、①地域に出向いて、タウン・ミーティングや出前講座を実施して、市政情報の提供や市民との対話を行い、市民ニーズの把握に努めたり、②小学校区を単位としたまちづくりを推進するため、地域と話し合いを重ねながら、順次、小学校区コミセンの施設の整備等に取り組むなど、参画と協働によるまちづくりへの基盤整備を推進しています。

「市民自治を充実させるために、参画と協働によるまちづくりを推進すること」を中心に、「より良い公共サービスを提供していくことができる市政運営を実現すること」を合わせた2つの考え方が、これからの「明石の自治」にとって最も大切なことを前文に示しています。

前文は、市民に分かりやすく、親しみやすいように「です・ます」体で表しています。条文の文体については、規定内容に紛れがないように通常の条文の表記である「である」体で表しています。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とする。

解説

なぜ条例を作るのか、その目的を定めるものです。自治基本条例は、自治の基本原則を明らかにし、これを具体化するための自治の主体である市民の権利と役割、市議会及び市長等の果たすべき責務を明らかにすること、また、市政運営の基本的な事項について定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、「明石の自治」の実現を目指そうとするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。
- (4) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。
- (5) 参画 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことをいう。
- (6) 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。

解説

定義規定は、条例中に用いられる言葉の意味をあらかじめ定めて、解釈上の疑義をなくすために設けるものです。

〈第1号〉

この条例では、できるだけ幅広く市民をとらえることとし、市内に居住する者のほか、市内で働き、学ぶ人、また、事業者等も含めています。

また、こどもは国際条約や法令等によりその権利が総合的に保障されており、こどもを核としたまちづくりを掲げる市にとっても、「こども」は本条例の市民に含まれます。

「市民」については、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有の場面ごとに、その範囲は変わります。住民投票制度のように、市内に居住する「住民」に限定される場合もあり、この条例では、「市民」と「住民」を区別して用いています。

〈第2号〉

「事業者等」とは、市内に事務所等を置いている、いないにかかわらず、あるいは営利・非営利の活動を問わず、市内において事業活動を行う者やそこで働いている人たち又はその団体、あるいは、自治会などの地縁による組織やボランティアやNPOなど分野(テーマ)ごとの組織などで活動を行う者又は団体を指しています。

〈第3号〉

「市長等」は、地方自治法上の執行機関を指しています。明石市では、市長のほか、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（地方自治法第180条の5）が執行機関として市の行政を担っています。

なお、地方公営企業の管理者及び消防長は、特別の法律に基づく権限を有していますが、地方自治法上、独立した執行機関ではなく、長の補助機関であるため、市長に含めています。

〈第4号〉

この条例において、「市」とは、地方自治法第1条の3及び第2条第3項に定める基礎自治体としての明石市を指しています。具体的には、市民が参画や協働を行う相手となる市議会と市長等を指しています。

〈第5号〉

「参画」とは、市の政策等について、計画（Plan）を策定し、計画に基づいて総合的・計画的に実施（Do）するとともに、常に検証・評価（Check）して、改善・見直し（Action）を行っていく循環（PDCA）のサイクルの各段階において、市民が主体的に関わっていくことをいいます。

〈第6号〉

「協働」とは、より良いまちを築きあげていくために、市民と市、あるいは市民同士が、お互いを尊重し合いながら、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚して、共に力をあわせることをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

2 市は、この条例に定める内容にのっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例、規則等又は政策の体系化を図るものとする。

解説

この条例の位置付けについて定めています。

自治基本条例も条例であることには変わりがなく、形式的には他の条例との間に優劣の関係はありません。

そのため、この条例では、「最高規範」という文言は用いていませんが、本条により実質的には最高規範性が担保されていると考えており、今後の市政運営においては、この条例を最高規範としてとらえるものです。

〈第1項〉

第1条の目的にあるように、この条例は、自治の基本について定めたものであることから、市が他の条例や規則等を制定したり改正したりするときは、この条例の趣旨が最大限に尊重され、この条例に定める事項との整合性が図られるべきであることを規定しています。

また、条例の制定改廃だけでなく、計画の策定、施策や事業の実施、法令の執行等に当たっても、同様に、この条例の趣旨が最大限に尊重され、この条例に定める事項との整合性が図られなければなりません。

〈第2項〉

この条例の目的を実現するために、この条例に定める内容にのっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例や規則等又は政策の体系化を図っていくことを規定しています。

「政策分野」とは、福祉や環境、子育て、男女共同参画、安全安心のまちづくりなどの市にとって重要な政策領域を指しています。

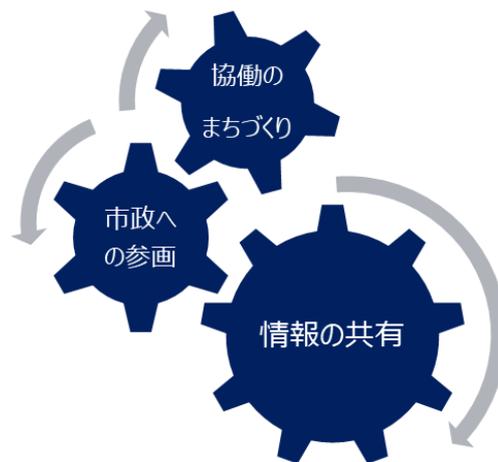
（自治の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。

- （1） 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。
- （2） 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。
- （3） 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。

解説

市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有の3つが明石市の自治の基本原則であることを明らかにしています。



〈第1号〉

自治の主体が市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されることは、最も基本的な原則です。

市政への市民参画においては、市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が市政へ参画できるようその機会が保障されることが重要です（参照、第2条第5号）。

〈第2号〉

「協働のまちづくり」として、①市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、市議会、市長等が、対等のパートナーとして、適切な役割分担のもと、一緒になって、問題の解決に取り組むことと、②市民、地域コミュニティが主体となって、地域の中でお互いに協力し合って自分たちで問題の解決に取り組むことを定めるものです（参照、第2条第6号）。

〈第3号〉

市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たっては、日常的に情報を共有し、お互いにコミュニケーションができていくことが前提となります。

市民が市政に参画するためには、市の持っている情報を、適切な時期に、正確に、かつ、わかりやすく提供することが不可欠です。

市民も、自分たちが持っている地域の情報等を積極的に市に提供していく必要があります。

また、協働のまちづくりに取り組むためには、市民同士がお互いに積極的に情報を提供し合っていくことが不可欠です。

そのため、①市民と市、②市民同士の間での情報の共有を自治の基本原則の一つとして定めています。

第2章 自治の主体

第1節 市民

(市民の権利)

- 第5条** 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有する。
 - 3 市民は、市民同士や市と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
 - 4 市民は、市政に参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

解説

〈第1項〉

第4条の自治の基本原則を踏まえて、市民が自治の主体であることを繰り返し明らかにするとともに、市政への参画及び情報に関する市民の権利を定めています。

〈第2項〉

主体的・自主的にまちづくりのための活動を行うことが市民の権利であることを定めています。市民は、まちづくりのための団体や組織を主体的につくり自主的に活動することができ、また、その団体に自由に参加することができます。

〈第3項〉

協働のまちづくりを推進するために、市や市民、市民活動団体が保有しているまちづくりに関する情報をお互いに知ること＝共有することができることを市民の権利として定めたものです。

〈第4項〉

市民参画は、市民の自由な意思に基づく権利であり、強制されるべきではありません。参画しなかったことによって不利益な取扱いを受けないことを定めています。

(市民の役割)

第6条 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。

解説

〈第1項〉

市民の市政への参画は、市民の自由な意思に基づく権利であり、強制されるべきものではありません（第5条）が、市民が自治の主体であることを踏まえ、市政に関心を持って、積極的に参画することを努力義務として盛り込んでいます。

〈第2項〉

市民は、自治の主体・まちづくりの主体として、市民の市政への参画や協働のまちづくりにおいて、自らの発言と行動に自覚と責任をもつべきであることを定めています。

また、協働のまちづくりにおいて、市民同士がお互いの言動を尊重し合いながら協力していくべきことを定めています。

(事業者等の権利及び役割)

第7条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

解説

〈第1項・第2項〉

本条例第2条第1号の「市民」の定義では、事業者等も市民に含んでいます。

しかし、これからの明石の自治を考えると、市内に事務所等を置いている、いなくにかかわらず、あるいは営利・非営利の活動を問わず、事業者や市民活動団体、あるいはそこで働いている人たちにも積極的に明石の自治を担ってもらう必要があります。そのため、特に事業者等について、自治の担い手としての権利と役割を定めるものです。

特に、事業者等の責務として、地域社会の一員としての社会的責任に基づき、事業活動等に当たって、地域と調和し、まちづくりの推進に寄与するものとなるよう努めることを求めています。

第2節 市議会

(市議会の役割、責務等)

- 第8条** 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保するものとする。
- 2 市議会は、市民ニーズ及び地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言を行うものとする。
- 3 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする。

解説

市議会の役割や責務等について定めています。

〈第1項〉

市議会が市政の重要事項の意思決定機能及び市政（執行機関）に対する監視機能を担うことを明らかにするとともに、その権限行使に当たっては、この条例に定める自治の基本原則に照らし、市民本位の立場から真摯に取り組むべきことを定めています。

地方自治法に規定されている主な議会の権限（機能）

- | | |
|----------|------------------|
| 第96条 | 議決事件 |
| 第98条 | 検閲・検査及び監査の請求 |
| 第99条 | 意見書の提出 |
| 第100条第1項 | 調査・出頭証言及び記録の提出請求 |

〈第2項〉

市議会は、市民ニーズと地域の実情を的確に把握し、政策の立案や提言を行う責務を定めています。

〈第3項〉

市議会についても、当然、3つの自治の基本原則（第4条）が適用されます。

そのため、市議会として地域に出向いて市民に対し活動報告会を実施するなど、市議会の様々な活動状況を積極的に発信して情報の共有を図るとともに、市民の声をより一層把握し、市政に反映するために、市民参加を推進することが求められます。

市議会は、市民の直接選挙で選ばれた議員によって構成されていることを強く自覚し、市政や市議会について分かりやすく説明する責任を果たすとともに、市民に分かりやすく、参加しやすい開かれた市議会を目指すことを定めています。

〈第4項〉

市議会は、議会が言論の府であること及び合議制の意思決定機関であることを認識し、会派内で十分に議論を尽くした上で、会議における議員相互の自由討議によって合意形成を図ることを責務として定めています。

（市議会議員の責務）

- 第9条** 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めなければならない。
- 2 市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。
- 3 市議会議員は、政策立案能力の向上に努め、政策提案、市政調査等の権限を積極的に活用するものとする。

解説

〈第1項〉

市議会議員は、市民の代表者として、自らの役割と責務を常に認識し、言動に責任を持ち、公平・公正に職務を遂行することや、常に全体の奉仕者として、一部の利益だけではなく、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するよう定めています。

また、市民の意見を的確に捉え、市政に反映させていくために、自己の能力の向上に努めるとともに、議員としての行動規範や道理をわきまえ、合議制の意思決定機関の一員として、十分議論を尽くし、市議会の役割、責務等が誠実に果たされるよう努めなければならないことを定めています。

〈第2項〉

市議会議員は、個々の議員として、様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、市民の意見の把握や積極的な情報収集に努めなければならないことを定めています。

〈第3項〉

市議会議員は、監視力、審査能力、情報分析能力の向上のみならず、自ら有する政策提案や市政調査等の権限を積極的に活用するため、政策形成や立案能力の向上に努めることを定めています。

第3節 市長等及び職員

(市長等の責務)

- 第10条** 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告しなければならない。
- 3 市長等は、市民のニーズを的確に判断し、職務の執行に当たって説明責任を果たさなければならない。
- 4 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たらなければならない。

解説

本条は、市長等（市長とその他執行機関。参照、第2条第3号）の責務について定めています。

〈第1項〉

第1項と第2項は、特に市長の責務を定めています。

市長は、市民（主権者）の信託を受け、また、市を代表する者として、公正かつ誠実に、市政運営を行うことが義務付けられます。

〈第2項〉

また、市長は、①毎年度、市政の基本方針を明らかにすること、②明らかにした基本方針の達成状況を市民・市議会に報告することを義務付けています。

〈第3項〉

市長等は、職務執行に当たって、①市民ニーズを的確に判断すること、②説明責任を果たすことを義務付けています。

〈第4項〉

市長等が相互に連携して、一体となって市政の運営に当たることを義務付けています。

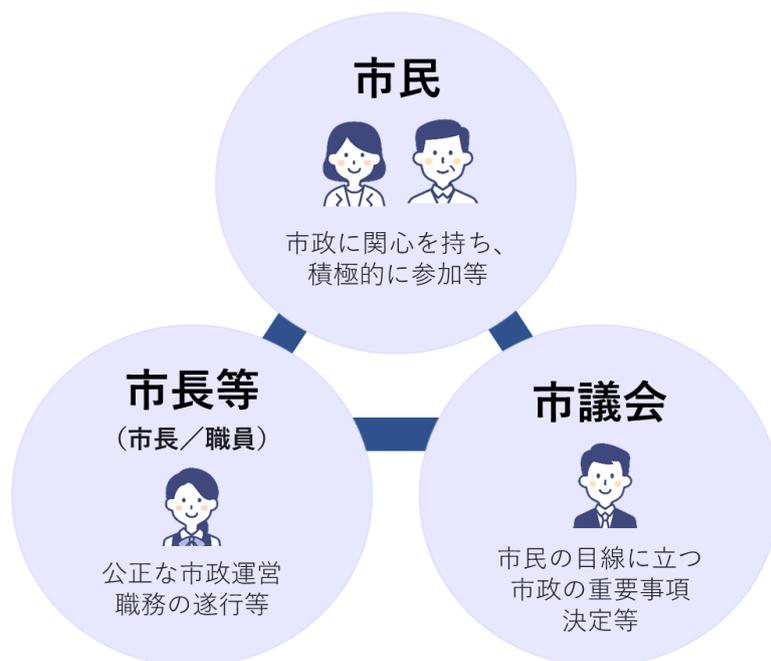
(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

解説

職員は、市長等の執行機関に属して職務に従事しているため、市長等の責務は職員の責務ともいえます。

しかし、市民一人ひとりと向き合って職務を遂行するのは職員であることから、その基本的な責務を定めています。



第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画

(市政への市民参画における市長等の責務)

第12条 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障する。

2 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めるものとする。

解説

〈第1項〉

第4条の「自治の基本原則」を踏まえ、市民の市政への参画の機会を保障すべきことを、市長等の責務として定めるものです。

〈第2項〉

職員一人ひとりが、自治の主体は市民であることを自覚し、常にそれを意識して職務を遂行するよう、市民参画に関する職員の意識を高めることを、市長等の責務として定めるものです。

（市民参画の手法）

第13条 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いるものとする。

2 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表するものとする。

解説

〈第1項〉

市民の市政への参画を実効的に保障するために、政策の計画段階から実施、評価に至るそれぞれの段階において、適切なタイミングで、できるかぎり「多種多様な」参画手法を用いるべきことを市長等に義務付けるものです。

〈第2項〉

一定数の市民が自ら政策等の発案者となって市長等に具体的な政策提案をすることができる「市民政策提案手続」を導入することを定めています。

「市民政策提案手続」の仕組みや手続など詳細については、別途、条例で定めることとしています。

(住民投票)

- 第14条** 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。
- 2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
 - 3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

解説

本条は、いわゆる「常設型」の住民投票制度を導入することを定めています。

住民投票制度は、市や住民にとって重要だと思われる政策的な課題について、直接、住民にその賛否を問うものです。

〈第1項〉

一定の要件を満たして、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、議会に付議することなく、住民投票を実施しなければならないという、いわゆる「常設型」の住民投票の仕組みを導入すべきことを定めています。

〈第2項〉

住民投票の結果は、市長等や市議会を拘束するものではありませんが、尊重すべきことを定めています。

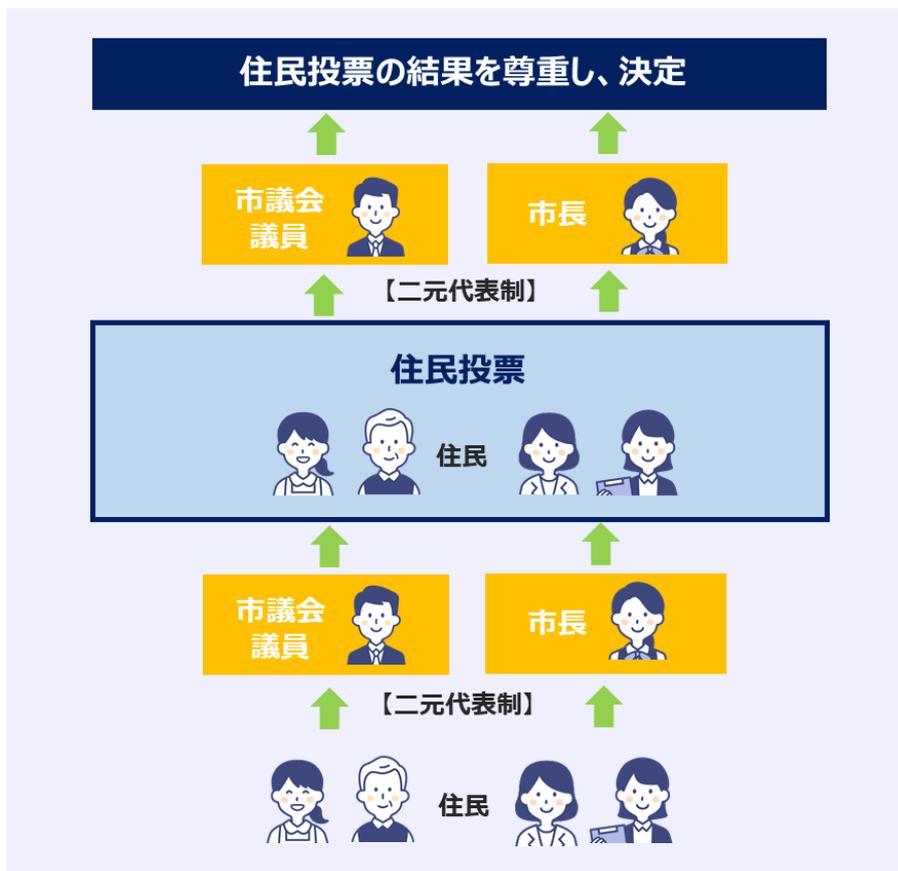
〈第3項〉

第1項で定める住民投票について、その発議要件や請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件など、住民投票を実施するための手続や必要な事項については、別途、条例で定めることとしています。

~~なお、住民投票の発議要件については、条例の検討段階で「住民のうち選挙権を有する者の総数の3分の1以上の者の連署」を要件としていましたが、様々なご意見があり、実施条例においてなお検討を深めることとなりました。~~

なお、これまで複数回にわたり住民投票条例の成立を目指し、市議会に条例案を提案しましたが、資格要件など様々なご意見があり制度化に至っておりませんが、今後も引き続き制度化に向けた検討を進めることとします。

【住民投票制度のイメージ】



(条例に基づく市民参画の推進)

第15条 市民参画の手法、手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

解説

市民参画のための具体的なルールや仕組みの詳細については、別途、条例で定めることとしています。

第2節 協働のまちづくり

(協働のまちづくりにおける市長等の責務)

第16条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

- 2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。
- 3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

解説

協働のまちづくりを推進していくに当たって、市が果たすべき役割を市長等の責務として定めています。

〈第1項〉

市長等が、市民と協働して、協働の仕組みづくりに取り組む責務を負うことを定めています。

〈第2項〉

市長等の責務として、まちづくりのための基盤整備及び市民活動への支援を行うことを定めています。

具体的な取組みは、協働に関する条例として別に定められるところに委ねられています。

〈第3項〉

職員が協働のまちづくりに関する理解を一層深めるよう、協働への意識向上を図ることを、市長等の責務として定めるものです。

(地域コミュニティ)

第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。

2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

解説

協働のまちづくりを進めていくに当たって、地域コミュニティ組織は重要です。そのため、本条において、地域コミュニティ組織を位置付けるとともに、その担うべき役割を明記しました。

〈第1項〉

地域コミュニティにおいて協働のまちづくりを地域で推進していくに当たって、地域の課題に総合的に対応するための組織として、協働のまちづくり推進組織を設置することを定めています。

協働のまちづくり推進組織については、第2項及び第16条に定めるもののほか、詳細は、別途、協働に関する条例で定めます。

〈第2項〉

第1項で定める協働のまちづくり推進組織の単位を小学校区とすることを定めるものです。

(協働のまちづくり推進組織)

第18条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。

3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

解説

本条は、協働のまちづくり推進組織の組織や運営、その活動のあり方、団体間の協働等についての基本的なルールを定めるものです。

〈第1項〉

第一に、協働のまちづくり推進組織が、民主的で何人にも開かれた運営を行わなければならないことを定めています。

第二に、協働のまちづくり推進組織が、地域での組織づくりや活動に当たって、地域内の各種の団体間の連携、協力を努めるべきことを定めています。

〈第2項・第3項〉

第2項は、協働のまちづくり推進組織が、市長等に対して協働の提案を行うことができることを定めています。

第3項は、提案を受けた市長等が、①提案した方と協議を行い、②真摯に検討し、対応する義務があることを定めています。地域だけでは解決することができない課題も多くあります。そういった課題について、地域コミュニティと市が、お互いの役割分担を踏まえて協働するための仕組みの一つです。



(協働のまちづくりの拠点)

第19条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。

解説

本条は、小学校区コミュニティ・センターについて、(1)協働のまちづくりの拠点であることを明確にし、(2)同時に、情報共有の場又はまちづくりの場としての役割を担うことを定めています。

小学校区コミュニティ・センターが担うまちづくりの場としての役割には、①地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、②市民と市が協働する場などがあります。

(条例に基づく協働のまちづくりの推進)

第20条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。

解説

協働のまちづくりの推進に当たっての具体的な方策などについては、別途、条例で定めることとしています。

第3節 情報の共有

(情報の共有における市長等の責務)

第21条 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならない。

解説

これからの明石のまちづくりに当たっては、市民と市長等、あるいは、市民同士が、お互いに情報を共有し合って、お互いの信頼と理解の上に立って、一緒になってまちづくりを考えていかなければなりません。情報を共有することは市民参画や協働のまちづくりの前提です。

情報の共有に当たっては、市長等から市民、市民から市長等、市民同士という3つの側面に配慮した情報共有のための仕組みづくりが必要です。

本条では、市長等が保有する情報の市民への公開・提供について定めています。

〈第1項〉

過不足のない情報提供や市民のことを考えた情報発信を行うため、(1)市民や地域、市民活動の実情を把握するなど情報の収集を図ること、(2)情報提供や公開に当たって、市民にとって必要とされる情報を、その質と量、タイミングなどに十分配慮して提供や公開を行うことなどを市長等の責務として定めています。

〈第2項〉

市においては、すでに明石市情報公開条例（平成14年3月27日公布、平成14年10月1日施行）が制定されています。

情報公開条例には、情報公開の総合的推進が明記されていますが、その基本的な考え方を自治基本条例に盛り込むことにより、情報の共有の重要性を明らかにしています。

【情報共有の仕組み】

(広義の) 情報公開		
公表	提供	(狭義の) 公開
広報紙やホームページなどで主体的に公にすること	求めに応じ、又は特定の者に情報提供すること	公文書公開請求による個別公開など

情報共有

（個人情報保護）

第22条 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護しなければならない。

解説

市においては、すでに明石市個人情報保護条例（平成13年3月28日公布、平成13年10月1日施行）が制定され、これに基づいて個人情報の保護が図られているところですが、その基本的な枠組みを自治基本条例に盛り込むことにより、情報の共有に当たって、あるいは、市政全体において個人情報の保護が重要であることを明らかにしています。

なお、令和5年4月1日から個人情報保護の取扱いのルールが全国的に一元化されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が直接適用されることとなりましたが、市民の個人情報については、これまでと同様、適正に取り扱う必要があることから、個別条例において必要に応じ、個人情報を取扱う際の配慮事項等を明記していきます。

(市民から市長等への情報提供)

第23条 市民は、市長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は地域での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。

解説

本条は、市民と市長等との情報の共有における市民の役割を定めるものです。

まちづくりを進めるに当たって、地域課題を解決していく場面では、市長等から情報を提供されるのを待っているだけではなく、市民の方から積極的に必要な情報の提供を求めていくよう努めることを定めています。

また、地域で課題を発見し、市長等に情報提供を行うことが、市民と市長等が情報を共有し合い、協働してまちづくりに取り組むきっかけとなります。

そのため、市民の方から地域の情報を積極的に市長等に提供していくよう努めることを定めています。

市長等は、市民から市長等への情報提供が行いやすく、そして、それが協働のまちづくりにつながっていくよう体制整備を図っていくことが求められます。

(市民同士の情報の共有)

第24条 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとする。

2 市民活動を行う者又は団体は、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めるものとする。

解説

本条は、市民同士の情報の共有について定めるものです。

〈第1項・第2項〉

市民同士の情報共有と協働のまちづくりを進めるために、(1)市民同士が、個人情報の慎重な取り扱いに配慮しつつ、お互いに情報を提供し合うよう努めること、(2)また、市民活動団体がその活動内容を地域において積極的に公開するよう努めることを定めています。

第4章 市政運営

(基本原則)

第25条 市長等は、次に掲げる事項を基本原則として、市政を運営するものとする。

- (1) 参画と協働に基づくこと。
- (2) 公正で透明であること。
- (3) 効果的で効率的であること。
- (4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと。

解説

市政運営の基本原則を定めています。

〈第1号〉

第1は、「市民参画と協働」や「市長等や市議会の説明責任」を常に意識した市政運営が行われることです。

〈第2号〉

第2は、市政運営に当たって、市政の公正さと透明性が確保され、市の行政の活動が市民に説明され、納得が得られる形で進められることです。

〈第3号〉

第3は、市の行政の活動が、より「効果的・効率的」に行われることです。

〈第4号〉

第4は、計画に基づいて総合的・計画的に市政を運営するとともに、適切に評価を行うことです。言い換えると、市政運営に当たって、P D C A (P l a n (計画)・D o (実施)・C h e c k (評価)・A c t i o n (改善)) のマネジメント・サイクルを機能させることが必要です。

この4つの基本原則は、本条例第26条以下の規定の基本となる考え方を示すものです。



(総合計画等)

第26条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。

- 2 市長は、市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定めるものとする。
- 3 市長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等をできる限り数値で示すものとする。
- 4 市長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、適切な進行管理を行い、検証及び評価をし、必要に応じ見直しを行うものとする。
- 5 予算編成等の財政運営、評価、行政改革、組織編成等は、総合計画等と調整を図りながら行われなければならない。

解説

〈第1項・第2項〉

総合計画は、市民と共有する市の将来ビジョンを示し、市政を総合的かつ計画的に運営していくための中心となる、市の最上位の計画です。

そのため、自治基本条例において、その法的根拠と策定の義務付けを定め、その意義を明確にするものです。

また、市民参画の仕組みについては、本条例で別途定めるところですが、総合計画の重要性に鑑み、市民参画のもとで策定されるべきことをあえて規定しています。

〈第3項〉

~~第3項と第4項は、現在進められている第5次長期総合計画の基本的な考え方を反映したものです。~~

~~現行の第4次長期総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画をもって、総合計画と位置付けていますが、次期、第5次長期総合計画では、これまでとは違った体系の総合計画を検討しており、行政各分野の具体の施策・事業については、総合計画とは別に個別計画や実行計画に基づき展開していく考えです。~~

現在、進行中である第6次長期総合計画では、目指すまちの姿やまちづくりの方向性という基本構想についてのみ定めています。また、総合計画の方向性に基づき、

あかしSDGs前期・後期戦略計画と各分野のごとの個別計画を策定し、施策を展開しています。さらに、毎年度、取組の方針と具体的に実施する事務事業を定めた実行計画を策定しています。

また、これらの計画においては、まちづくりの推進状況を計るため、まちづくりの数値目標を定めるほか、重要業績評価指標（KPI）を定めています。

〈第4項〉

市政を総合的かつ計画的に運営し、まちづくりを推進していくために、総合計画だけでなく、個別計画や実行計画を含めて一体としてとらえ、PDCAのサイクルをうまく機能させて市政を運営していくことを定めています。

〈第5項〉

予算の編成や財政の運営、事業等の評価、行政改革、組織の編成、市の様々な政策や各種計画の策定などに当たって、総合計画等との関係を明確にして行われるべきことを定めています。

(財政)

第27条 市長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。

2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

解説

財政は、市政運営の根幹をなすものであり、財政運営に当たっての基本的な考え方を定めています。

〈第1項〉

財政運営や予算編成に当たって、(1)総合計画等に基づくこと（参照、第26条）、(2)事業等の評価等（参照、第29条）を踏まえることを定めています。

〈第2項〉

市長は、(1)必要な財源の確保を図ること、(2)財源を効果的で効率的に活用することを通じて、健全で持続可能な財政運営に努めるべきことを定めています。

〈第3項〉

財政状況の公表は、地方自治法第243条の3の規定により義務付けられていますが、市民に市の財政や予算について関心をもってもらうためには、分かりやすい情報の提供が不可欠です。

そのため、①他都市の財政状況との比較内容を充実すること、②理解しやすい内容に工夫すること、③市全体の財政情報を提供することなどにより、より分かりやすい財政情報を公表すべきことを定めています。

(政策法務)

第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。

2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかなければならない。

解説

〈第1項・第2項〉

地方分権の進展により、自治体は地域の実情にあった特色ある政策づくりを推進することが求められています。

そのため、国などに頼らず、自治解釈権（自己の責任で適正かつ積極的、自主的に「法」を解釈・運用すること）や、自治立法権（自主立法として条例をつくること）を有効に活用して、地域の実情のあった政策づくりを推進すべきことを定めています。

また、組織や職員が、現在の法的な仕組みを理解し、どこに問題があるのかを発見し、より良い法制度を組み立て、そして運用することのできる法務能力の涵養など、法務体制を充実すべきことについて定めています。

(評価)

第29条 市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

- 2 市長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めなければならない。
- 3 評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

P D C Aのサイクルで市政を運営していくために（参照、第25条第4号）、市の政策や施策・事業等について評価制度を構築すべきことを定めています。

〈第1項〉

市長等が、政策や計画、実施する事業等について評価を行わなければならないことを定めています。

市民参画と協働のまちづくりを進め、市政の透明性と市民の関心を高めていくために、(1)評価を市民参加のもとで実施すること、(2)評価結果を公表することを定めています。

~~現在、市では、事務事業について市民の目線で見つめた評価を行うため、学識経験者や公募市民など外部委員からなる行政評価委員会を設置し、必要性・有効性・効率性について事務事業評価を実施しています。~~

~~また、審議は公開で行い、評価結果は広報紙や市ホームページで公表しています。~~

現在、市では、毎年度、事務事業の総点検を行うとともに、審議会やパブリックコメント等の市民参画手続を踏まえた各種行政計画等の改定のほか、内部監査や包括外部監査など多岐にわたり市の事業についての評価制度を根付かせ、これらの審議、評価結果は市ホームページや広報紙などで公表しています。

〈第2項〉

P D C Aのサイクルで市政を運営していくため、評価の結果を総合計画等や財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めることを定めています。

〈第3項〉

具体的な評価制度の構築は、別に条例で定めることとしています。

評価制度を条例で定めると、恒久的で統一的な制度運用が図れるメリットがある一方で、評価制度が固定化し、形骸化する恐れがあるなど、一長一短があることから、現状は市に根付いた評価制度を時勢に応じ適正に運用し、他市の状況等も参考にしながら引き続きの検討課題とします。

(行政改革)

第30条 市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。

2 市長等は、質の高い、効果的で効率的な市民サービスを行うため、行政改革の推進に取り組まなければならない。

解説

〈第1項〉

地域資源と限られた人材・財源を最大限に生かしていくためには、行政改革の取組みが極めて重要です。

参画と協働のもと市民意見や市民活力も積極的に活用しながら全庁あげて市役所の体質改善に努め、将来にわたって持続可能な行財政体質を構築するため、地方分権や少子高齢化、情報化など時代の変化に機敏に対応した取組みを進めていくことを定めています。

〈第2項〉

行政改革は、組織や事務事業などを見直し、これにより生み出された財源や人材は市民が求める福祉や教育などの分野に重点的に投入することで、質の高い市民サービスを実現していこうとするものであり、その推進に取り組むことを定めています。

(組織)

第31条 市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。

解説

〈第1項〉

市長等の責務として、行政需要の変化に的確かつ迅速に対応し、政策課題を着実に解決できるよう、スクラップアンドビルドを基本に、簡素で機能的かつ市民に分かりやすい組織の編成に努めること、また、そのために常に組織の見直しを行うことを定めています。

市では、これまで社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民ニーズに応えていくため、柔軟で効果的な組織の編成に努めるとともに、総合的・横断的課題に対しては、プロジェクトチームなどの活用を図ってきています。

〈第2項〉

参画と協働のまちづくりを進めていくためには、より迅速な意思決定を行うとともに、その決定内容については、市民に対して十分に説明責任を果たしていく必要があります。

このため、意思形成過程の簡素化に努めるとともに、市民からみて責任と権限の所在が分かりやすく、市民に近い組織レベルで対応ができるように、市の組織・体制を整備すべきことを定めています。

(行政手続)

第32条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

解説

自治体の活動は、結果さえ住民のためになっていればよいということではありません。その活動が法令に基づいて行われることは言うまでもなく、行政の公正性、透明性をより高めるため、その途中でどういう処理が行われたのか、どうしてそういう結果になったのか、その活動の過程を市民から見えるようにし、その活動をきちんと説明し、納得を得られるよう行政手続について別に条例で定めることとしています。

なお、行政処分等に関しては、明石市行政手続条例（平成9年3月31日公布、平成9年10月1日施行）が制定されています。

(要望、苦情等への対応)

第33条 市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならない。

解説

市民からは、参画と協働を推進する仕組み以外でも、様々な形で要望や苦情、意見や疑問等が市に提出されます。

要望、苦情等への対応は、一方で、市の施策や事業をより良いものに改善するためのものですが、他方で、簡易迅速かつ適切に、市の施策や事業によって市民が被った不利益を救済するためのものでもあります。

市民との情報の共有や、市民との信頼関係の形成に資するものです。

本条では、このような市民からの要望、苦情等に迅速に対応すること、真摯に検討を行い、施策や事業の改善につなげること、検討の結果及び理由を回答（公表）するよう定めています。

(行政オンブズマン)

第34条 市長は、市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度として、別に条例で定めるところにより、行政オンブズマンを設置する。

解説

市では、すでに要綱に基づいて、「自分の権利や利益の侵害にかかわることであれば、市長等が行っているサービスやそれに関連する職員の行為が、違法、不当、不公平、不適切などと感じたときは、行政オンブズマンに苦情を申し立てることができる。」という行政オンブズマン制度を設けていますが、本条例でその根拠と位置付けを明確にするものです。

本条例と同時に「明石市法令遵守の推進等に関する条例」(平成22年3月29日公布、平成22年7月1日施行)が制定され、オンブズマンに関する規定も定められています。

(法令遵守及び公益通報)

第35条 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。

- 2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思ったときは、通報するものとする。
- 3 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

解説

〈第1項〉

「法令遵守」とは、「単に法令の条文の一字一句を守る」ということではなく、適法であることは言うまでもなく、法令の趣旨目的を理解し、妥当な行政運営を図ることです。

市長等や職員は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、公正な職務執行を推進するため、法令を誠実に遵守しなければならないことを定めています。

〈第2項〉

職員は、公正な職務の執行を妨げるような一定の犯罪行為やその他法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思ったときは、通報窓口に通報することを定めています。職員が公益通報をしやすい環境を整備し、市の業務における法令遵守を確保することを目的とするものです。

なお、通報を職員に義務付けることまではできないため、取扱いの原則や方針を宣言する表現である「ものとする」にとどめています。

〈第3項〉

「公益通報等」とは、内部公益通報（第2項に定めていること）及び外部公益通報（市が処分権限等を有する行政機関として、企業の従業員等から公益通報を受け、適切に処理することにより、国民の生命や身体の保護、権利、利益を擁護すること）を指しており、それらに関する処理その他必要な事項については、別に条例で定めることとしています。

本条例と同時に「明石市法令遵守の推進等に関する条例」（平成22年3月29日公布、平成22年7月1日施行）が制定され、法令遵守と内部公益通報及び外部公益通報に関する規定も定められています。

(危機管理)

第36条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切なリスク管理（危険を予測し、その対策を講ずることをいう。）を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。

解説

〈第1項〉

市民の安全安心を守るために、安全管理・危機管理体制の充実、強化を図ることは市の責務であり、その責務を果たすために、市長等が緊急事態等の市民の安全安心を脅かす事態に適切に対処できる体制を整えておくべきことを定めています。

「安全と安心」には“万全”というものではありません。したがって、安全安心の確保をより確実なものとするために、適切なリスク管理を行うことを盛り込んでいます。

現在、市では、市の施設やイベントの安全性に関して、リスク（危険因子）の低減を目的として事前事後に検証し、必要に応じて助言等を行うリスク管理者を置いて取り組んでいます。

〈第2項〉

市長等は、市民、関係機関、国、他の地方公共団体と相互に、連携、協力しつつ、市民の安全と安心の推進に取り組むべきことを定めています。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

第37条 市長等は、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

解説

行政需要の多様化、政策課題の広域化などにより市単独では解決できない課題に対して、近隣の他の市町や都道府県、国と連携、協力し合いながら解決に当たるように努めることを定めています。

第6章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

解説

〈第1項〉

自治基本条例は、今後の市政運営において、最高規範としてとらえるものであり(参照、第3条)、その内容は軽々に変更されるべきものではありません。

しかしながら、(1)議論し尽くされていない積み残された課題もあることや、(2)国の地方自治制度の改革や、そのときどきの社会情勢にあわせた修正、そのときどきの地域の問題や市の課題への対応などの必要もあること、(3)本条例の内容等が、市民、市議会、市長等、市職員に正しく理解され活かされているかということも重要なことです。

また、(1)関係する条例が整備されているか、(2)市の条例や政策が本条例の内容に沿ったものとなっているか(参照、第3条)など、本条例の趣旨が最大限に尊重されているかを検証し進行管理を行う必要があります。

そのため、本条例が明石市にとってふさわしいものであり続けているかどうかを、5年を超えない範囲で定期的に検証と必要な見直しを行うことを定めています。

〈第2項〉

検証と見直しに当たっては、市民主体による第三者機関など、市民参画の下で行われるべきことを定めています。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【参考資料】 検討経過

(1) プロジェクト会議

日時・場所	主な検討内容
第1回 平成18年7月21日	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的な考え方、スケジュールについて・ 自治基本条例制定の背景と概況について・ 今後の進め方について
第2回 平成18年7月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 先進都市の条例制定状況等について・ 先進都市条例の構成比較・ 先進都市条例の主な規定事項比較・ 条例の主な構成内容について
第3回 平成18年10月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 先進都市条例の検討・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出しのイメージ及び方法について
第4回 平成18年10月25日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出し
第5回 平成18年11月17日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出し
第6回 平成18年11月29日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出し
第7回 平成18年12月13日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出し
第8回 平成18年12月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出し
第9回 平成19年1月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題の洗い出し検討結果について
第10回 平成19年2月1日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題について
第11回 平成19年2月16日	<ul style="list-style-type: none">・ アドバイザーからの指摘事項について
第12回 平成19年2月22日	<ul style="list-style-type: none">・ アドバイザーからの指摘事項への対応について
第13回 平成19年3月15日	<ul style="list-style-type: none">・ 条例に盛り込むべき課題まとめ

(2) 明石市自治基本条例検討委員会

※全体での検討会議

日時・場所	主な検討内容
第1回 平成19年7月17日	・自治基本条例の必要性について
第2回 平成19年7月31日	・自治基本条例先進都市の取組みについて
第3回 平成19年8月21日	・条例全体の枠組みについて
第4回 平成19年9月4日	・明石市のコミュニティの現状と課題
第5回 平成19年9月30日	・「協働のしくみづくり」に盛り込むべき項目、内容について
第6回 平成19年10月22日	・協働について ・情報共有について ・参画を進める市の取り組み
第7回 平成19年11月10日	・市民参画を保障するしくみ
第8回 平成19年11月24日	・市政運営の原則について
第9回 平成19年12月16日	・市民、事業者、市議会、市長その他の執行機関が担う役割と責務について ・自治の基本原則について
第10回 平成20年1月21日	・市民、事業者、市議会、市長その他の執行機関に関するこれまでの意見のまとめについて ・自治の基本原則について
第11回 平成20年2月4日	・市民、事業者、市議会、市長その他の執行機関に関するこれまでの意見のまとめについて ・自治の基本原則について
第12回 平成20年2月25日	・市長その他の執行機関に関するこれまでの意見のまとめについて ・自治の基本原則について
第13回 平成20年3月20日	・情報共有について ・市民参画を保障する仕組みについて ・協働のしくみについて ・課題解決のしくみについて

第 14 回 平成 20 年 4 月 21 日	・ 参画と協働及び情報共有について
第 15 回 平成 20 年 5 月 12 日	・ 参画と協働及び情報共有について
第 16 回 平成 20 年 5 月 26 日	・ 参画と協働及び情報共有について ・ 市民、事業者、市長等の役割について ・ 市政運営の原則について
第 17 回 平成 20 年 6 月 9 日	・ 参画と協働及び情報共有について ・ 市民、事業者、市長等の役割等について ・ 市政運営の原則について
第 18 回 平成 20 年 6 月 23 日	・ 中間まとめについて
第 19 回 平成 20 年 7 月 7 日	・ 中間まとめについて
第 20 回 平成 20 年 9 月 14 日	・ パブリックコメントについて ・ 条例の位置づけについて
第 21 回 平成 20 年 10 月 6 日	・ 市議会について ・ 市政への市民参画について ・ 住民投票について
第 22 回 平成 20 年 10 月 20 日	・ 市議会について ・ 住民投票について ・ 協働のまちづくりについて
第 23 回 平成 20 年 11 月 10 日	・ 市政運営の原則について ・ 市議会について ・ 住民投票について ・ 協働のまちづくりについて
第 24 回 平成 20 年 11 月 24 日	・ 情報の共有について ・ 自治の基本原則について ・ 用語の定義について ・ 最終まとめ(案)について ・ 自治の主体について ・ 前文について
第 25 回 平成 20 年 12 月 22 日	・ 最終まとめ(案)について
第 26 回 平成 21 年 2 月 17 日	・ 最終まとめ(案)について
第 27 回 平成 21 年 5 月 25 日	・ 最終まとめ(案)について

※ワーキンググループ会議

【A班】

日時・場所	主な検討内容
第1回会議 平成21年2月26日	・自治基本条例とは、条例の位置付け、自治の基本原則ほかについて
第2回会議 平成21年3月2日	・自治の主体、市政への市民参画、自治の基本原則ほかについて
第3回会議 平成21年3月11日	・市政への市民参画について
第4回会議 平成21年3月23日	・自治基本条例とは、前文、自治の基本原則ほかについて
第5回会議 平成21年3月26日	・自治の基本原則、協働のまちづくり、情報の共有について
第6回会議 平成21年3月30日	・市政運営の原則について

【B班】

日時・場所	主な検討内容
第1回会議 平成21年2月23日	・自治基本条例とは、自治の基本原則、市民投票ほかについて
第2回会議 平成21年3月6日	・自治基本条例とは、自治基本条例の位置付けほかについて
第3回会議 平成21年3月11日	・自治の主体について
第4回会議 平成21年3月18日	・市政への市民参画、自治の基本原則について
第5回会議 平成21年3月26日	・自治の基本原則、市政への市民参画、協働のまちづくりについて
第6回会議 平成21年4月2日	・協働のまちづくり、情報の共有、市政運営の原則について
第7回会議 平成21年4月13日	・情報の共有、協働のまちづくり、市政運営の原則について

【A・B合同】

日時・場所	主な検討内容
第1回合同会議 平成21年4月20日	・提言の提出にあたって、自治基本条例とは、前文、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有、市政運営の原則ほかについて
第2回合同会議 平成21年4月27日	・自治基本条例とは、前文、市政運営の原則について
第3回合同会議 平成21年5月11日	・自治基本条例とは、前文、条例の位置付け、自治の基本原則、協働のまちづくり、市政運営の原則について

(3) 提言書を受けてからの取組みと市議会での審議 ※時系列による経過

平成21年 8月18日	検討委員会から提言書受領
平成21年 9月 4日	検討委員会による提言書説明会（市議会議員・市幹部職員対象）
平成21年 9月24日	自治基本条例庁内検討会議設置
平成21年10月21日	検討委員会による職員研修会
平成21年10月23日	総務常任委員協議会（提言書説明）
平成21年11月 7日	検討委員会による市民フォーラム
平成21年11月24日	総務常任委員会（条例骨子案報告）
平成21年12月10日	総務常任委員会（条例素案報告）
平成21年12月12日	検討委員会に条例素案説明
平成21年12月15日～ 平成22年 1月14日	市議会各会派と意見交換
平成21年12月21日～ 平成22年 1月12日	条例素案に対するパブリックコメント実施
平成22年 1月16日	検討委員会に条例案説明
平成22年 1月22日	総務常任委員会（条例案報告）
平成22年 1月31日	市民団体と意見交換
平成22年 2月 5日	総務常任委員会（条例修正案報告）
平成22年 2月26日	3月定例市議会に提案
平成22年 3月24日	条例議案可決

※自治基本条例庁内検討会議

日時・場所	主な検討内容
第1回 平成21年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議の目的、所掌事務について ・提言内容について
第2回 平成21年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言を踏まえて－意見交換－
第3回 平成21年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案の検討
第4回 平成21年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案の検討（住民投票について） ・前回の検討内容（条例の構成、総則、自治の主体としての権利、役割等）について ・自治基本条例の趣旨や考え方を踏まえた各部での取組み（仕事の仕方）について（長期検討課題として）
第5回 平成21年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の検討内容（住民投票）について ・条例素案の検討（市民参画と協働のしくみについて） ・自治基本条例の趣旨や考え方を踏まえた各部での取組み（仕事の仕方）について（検討課題として）
第6回 平成21年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の検討内容（市民参画と協働のしくみ）について ・条例素案の検討（市政運営、国及び他の地方公共団体との関係、条例の検証及び見直しについて）
第7回 平成21年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の検討内容（市政運営、国及び他の地方公共団体との関係、条例の検証及び見直し）について ・条例素案の検討（条例素案全般について）
第8回 平成21年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案の検討（条例素案全般について）
第9回 平成22年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議以降の経過報告 ・条例素案についての検討委員会との意見交換、市議会各会派との意見交換及びパブリックコメントの結果について報告 ・条例案の報告
第10回 平成22年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討会議の役割等（関連条例の検討等）について

明石市自治基本条例逐条解説

2010年11月 作成
2026年3月 改定

明石市総務局総務管理室総務課法務担当

〒673-8686 明石市中崎 1丁目 5-1
TEL 078-918-5041
E-mail houmu@city.akashi.lg.jp